

## 弊社販売店が配布した、弊社耐震シェルターテーブル製品のチラシ

### 内表示不備に関してのお詫び

弊社販売店が1月18日から20日に、杉並区の一部エリアの木造住宅ポストに「耐震シェルターテーブル」のチラシを配布致しました。そのチラシの表記に不備がありましたのでお詫び申し上げます。

(不備内容)

1. 弊社販売店が、杉並区に許可なく「杉並区役所認定広告」の文面を帯巻きに印刷し配布しました。
2. チラシ記載の補助制度の内容は、23区内の代表的要件を示したものであり、杉並区の耐震シェルター等設置助成要件とは整合性はないものです。

※杉並区の耐震シェルター等設置助成要件は下記に表記のとおりとなります。

#### ■杉並区/耐震シェルター等設置助成 対象者要件 (条件)

- ①昭和56年(1981)5月以前に建築した杉並区内の木造住宅  
(2階建以下の一戸建て住宅、長屋または共同住宅)に現に居住している。
- ②下記のいずれかに該当している。
  - 1) 65歳以上の方
  - 2) 介護保険認定者(要介護1~5まで)
  - 3) 身体障害者手帳所持者(1級~3級まで)
  - 4) 愛の手帳所持者(1度~3度まで)
  - 5) 精神障害者福祉手帳所持者(1級~3級)
  - 6) 難病患者福祉手当受給者
  - 7) 上記に該当しない、地域のたすけあいネットワーク「地域の手」登録者
- ③杉並区木造住宅等耐震改修工事に係る補助金の交付を受けていない。
- ④共同住宅や借家に居住する方は、建築物所有者の承諾を得ている。
- ⑤住宅の1階に設置する。

#### ■助成対象経費 助成額

- ①助成対象となる経費
  - ・耐震シェルター等の設置に要する経費(設置する床の補強工事等及び設置に係る設計及び工事監理に要した費用を含む)とする。
- ②助成金の額
  - ・「助成対象となる経費」の9割までで、50万円を限度とする。(千円未満切り捨て)

以上のとおり、弊社が招いたミスであり、杉並区役所様には一切関係がないことをご報告致しますと共に、チラシをご覧になられた杉並区民の皆様には、多大なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。今後はこのような事が無い様に、内部チェック体制を改めるとともに、社員一同細心の注意を払い業務に取り組んでまいります。

株式会社安信

兵庫県神戸市中央区磯上通四丁目1-32 ロイヤル磯上407

0120-013-131 (担当 松井秀一)